

公益社団法人福知山市文化協会 退職金規程

（目的）

第1条 公益社団法人福知山市文化協会（以下「本協会」という。）が定める職員の退職金は、この規程によるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本協会職員に適用する。

（対象者）

第3条 退職金は、職員が退職又は死亡したときに、本人（死亡による退職の場合はその遺族）に対して支給する。

2 懲戒解雇処分を受けた者については、退職金を支給しない。

（勤続年数の計算）

第4条 勤続年数は、採用の日から起算し、退職又は死亡の日までとし、自己の重大な過失に起因する休職の期間及び無給休職の期間は算入しない。

（支給額）

第5条 退職金の支給は、勤務年数1年あたり20,000円として支給する。

（月割計算）

第6条 職員が退職した場合、その月の半数以上を勤務した場合には当該月を含めた上で月割り計算にて支給する。

2 支給額は、千円未満を切り上げるものとする。

（支給日）

第7条 退職金は、退職又は死亡のときから1か月以内に支給する。

（その他）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。